

三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例に係る医療機関指定等実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例（以下「条例」という。）に係る医療機関の指定に関し、三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例に係る医療機関指定等実施要綱（以下「要綱」という。）に規定するほか、必要な事項を定めるものとする。

(指定申請)

第2条 要綱第4条のいずれかの要件を満たした医療機関は、以下に示す様式により、三重県健康福祉部障がい福祉課（以下「障がい福祉課」という。）に申請するものとする。なお、第5号により申請する医療機関は、三重県医師会の推薦を受けた上で、申請を行うこととする。

- 1 アルコール依存症治療プログラムが確立しており、多職種による支援が可能であり、関係機関等における教育、研修等の実施や協力の実績を有する医療機関は、様式第1号、様式第2号-1、様式第2号-2、様式第2号-3により指定申請を行う。
- 2 アルコール依存症等の診断・専門治療に従事した期間が5年以上であり、アルコールに関する学会に所属している精神保健指定医が所属する医療機関は様式第3号により申請を行う。また、三重県外に住所地が登録してある精神保健指定医は指定医証の写しを添付すること。
- 3 アルコール依存症等の診断・治療に従事した期間が5年以上であり、精神神経学会が指定する専門医は様式第4号により申請を行う。
- 4 厚生労働省が実施する「アルコール依存症臨床医等研修 医師コース」の研修を受けた医師は様式第5号により申請するものとする。
- 5 県が指定する研修（以下「県指定研修」という。）を受けた医師は様式第6号により申請を行うものとする。

申請書に添付すべき書類は、次の表のとおりとする。

申請書に添付すべき書類	様式	部数	備考
第2条第1号による申請	様式第1号 様式第2号-1 様式第2号-2 様式第2号-3	各1部	その他、治療プログラムの内容が分かる参考となる書類を添付すること
第2条第2号による申請	様式第3号	1部	県外に住所を有する医師は指定医証の写しを添付すること
第2条第3号による申請	様式第4号	1部	

第2条第4号による申請	様式第5号	1部	厚生労働省が実施する「アルコール依存症臨床医等研修 医師コース」の研修修了証を添付すること
第2条第5号による申請	様式第6号	1部	

(指定に関する審査)

第3条 指定に関する審査手順については、次のとおりとする。

- 1 要領第2条第1号から第4号によって、指定を受けようとする医療機関は申請書等を障がい福祉課に提出する。
- 2 要領第2条第5号によって、指定を受けようとする医療機関は申請書等を三重県医師会に提出する。三重県医師会は申請書の内容を確認したうえで推薦書を発行し、障がい福祉課に提出する。
- 3 障がい福祉課は提出された申請書等により、を次に掲げる事項を満たしているかどうかを確認し、審査するものとする。
 - (1) 要領第2条第1号により申請するものの審査
 - ア 依存症治療専門外来を有しており、他職種による支援プログラムを実施していること。
 - イ 関係機関等における教育、研修、訓練等の実施又は協力した実績や協力する予定があること。
 - (2) 要領第2条第2号により申請するものの審査
 - ア 精神保健指定医又は医師が所属する医療機関において、アルコール依存症等の医療が行われていること。
 - イ アルコール依存症の治療とアルコール依存症の予防や知識の普及及び研究等を行う日本アルコール関連問題学会、日本アルコール薬物医学会、日本依存神経精神科学会のいずれかの学会に所属していること。
 - (3) 要領第2条第3号により申請するものの審査
 - ア 医師が所属する医療機関において、アルコール依存症等の医療が行われていること。
 - イ 精神医学と神経学の研究と学術、文化の発展に寄与する精神神経学会に所属し、この学会が認定する精神神経学会専門医であること。
 - (4) 要領第2条第4号により申請するものの審査

厚生労働省が実施する研修を受講し、問題飲酒とアルコール依存症の可能性について、質問紙票を活用し選別(スクリーニング)を行い、節酒指導や断酒指導、必要に応じて専門治療機関の情報提供ができること。
 - (5) 要領第2条第5号により申請するものの審査

県指定研修を受講し、問題飲酒とアルコール依存症の可能性について、質問紙票を活用し選別(スクリーニング)を行い、節酒指導や断酒指導、必要に応じて専門治療機関の情報提供ができること。

(指定期間)

第4条 医療機関の指定期間は5年とする。

(指定通知)

第5条 県は申請書の提出があった場合には、所定の審査を行ったうえで、審査した結果の通知を別紙様式第8号により速やかに申請者へ通知する。なお、指定日は、原則として、指定の決定をした日の属する月の翌月初日とする。

(指定更新)

第6条 指定医療機関の指定更新は以下の手続きにより行うものとする。

- 1 要綱第4条第1号によって指定された医療機関は、5年ごとに第3条第3号(1)ア、イにかかる状況について報告し、様式第1号、第2号-1、第2号-2、第2号-3により指定更新を行うものとする。
- 2 要綱第4条第2号によって指定された医療機関は、5年ごとに第3条第3号(2)ア、イにかかる状況について報告し、様式第3号により指定更新を行う。
- 3 要綱第4条第3号によって指定された医療機関は、5年ごとに第3条第3号(3)ア、イにかかる状況について報告し、様式第4号により指定更新を行う。
- 4 要綱第4条第4号によって指定された医療機関は、5年ごとに第3条第3号(4)にかかる状況について報告し、様式第5号により指定更新を行う。
- 5 要綱第4条第5号によって指定された医療機関は、5年に1回以上の県指定研修を受講することで更新とする。

(指定の取り消し)

第7条 県は指定医療機関が以下に該当するときに指定を取り消す。

- 1 要綱第4条第5号によって指定を受けた医療機関で、所属する医師が5年間のうちに1回以上の県指定研修を受講しないとき。

(指定の辞退)

第8条 指定医療機関は以下の各号に該当するときは、様式第7号により指定を辞退することができる。

- 1 指定医療機関が指定を辞退したとき。
- 2 指定医療機関が指定の要件を満たさず、すべての医師の転籍により医療機関の指定の資格を失ったとき。
- 3 指定医療機関が指定の要件を満たさず、すべての医師が医師の資格を失ったとき。
- 4 指定医療機関が指定の要件を満たさず、すべての医師が死亡したとき。

(指定の変更)

第9条 指定医療機関は所在地や名称、指定の要件を満たさず医師等の変更が生じたときは様式第8号により速やかに届け出るものとする。

(指定等の公表)

第 10 条 条例に係る指定医療機関と指定の要件を満たす医師については県のホームページで公表するものとする。

(その他)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、三重県知事が定める。

附 則

この要領は、平成 25 年 12 月 18 日から施行する。

この要領は、平成 27 年 3 月 18 日から施行する。